

物価高騰等に対する地方自治体への財源措置について

近 畿 部 会 提 出

地方自治体では、新たな行政需要に適切に対応しつつ、市民の暮らしを支える福祉・医療サービスの充実や防災・減災対策の推進、地域の資源を活かしながら地域力の向上に継続的に取り組んでいく必要がある。

しかしながら、近年は物価高騰の影響により、入札の不成立による行政サービスの停滞や、一般財源の負担が増加している状況がある。

よって、国においては、地方自治体における住民生活の充実並びに効率的な事務執行のため、地方税財源の確保や地方創生など、地方行財政の充実に向け、特に下記の事項について強く要望するものです。

記

- 1 政府による「こども未来戦略」によって増大する地方の財政負担について、確実にかつ安定的に実施するための財源を確保すること。

子ども・子育て支援施策について、国が行う施策については、制度の充実によって生じる地方の財政負担について、国の責任と財源において確実に措置するとともに、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、地方財政措置を含め地方財源について考慮されたい。

- 2 「ふるさと納税制度」を見直しすること。

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」ではあるが、最近は公的なネットショッピングの要素が濃くなり、住宅都市にとっては、住民税控除額が寄附金額を大きく上回り、損失が生じる結果となっている。さらに、ワンストップ特例制度においては所得税控除額についても住民税が負担する形となり地方の損失に拍車をかけている。総務省が公表している「ふるさと納税に関する現況調査」によると、令和5年度課税におけるふるさと納税寄附金控除適用者は約891万人、控除総額は約6,797億円であり、年々増加傾向にある。このうち、ワンストップ特例制度の利用者は約465万人、控除総額は約2,561億円と、人数では半数以上、控除額では約4割を占めている。

平成27年度より開始されたふるさと納税ワンストップ特例制度は、一定の要件を満たすふるさと納税利用者が、寄附先の各自治体に申請することで確定申告をせずに寄附金控除を受けられるものである。確定申告をせずに寄付金控除の手続きが

完結するため、利便性が向上しふるさと納税利用者の増加に寄与した一方、本来所得税から控除される額をも含めた全額が住民税から控除されることとなっている。納税者の選択によって控除される税目が異なるという結果をもたらすものであり、この「所得税から控除される額」は令和5年度課税分で約419億円に上っている。

住民税は、地域社会が必要とする費用を地域住民が広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税である。中でも、個人住民税については、市町村の基幹税目であり、安定した税収確保の観点から、税制改正等により減収とならないよう十分な配慮が必要である。

国においては、ふるさと納税制度による地方自治体の財政に与える影響が拡大し続けていることを踏まえ、特にワンストップ特例制度を利用した場合に住民税から控除している所得税から控除される額については、地方特例交付金により全額補てんするなど、ふるさと納税制度の健全な運用に向けた制度の見直しについて検討いただきたい。